

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和 7 年 7 月 7 日

**「目標設定型排出量取引制度」に基づく
埼玉県企業局の「超過削減量」を売却します**

埼玉県では、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度により、温室効果ガスを多量に排出する大規模事業所に対し削減目標を定めています。

本制度では、削減目標を達成できない事業所は、排出量取引により他事業所の超過削減量を取得することで、自らの目標達成に充当することができます。

埼玉県企業局では、省エネルギー型機器の導入や再生可能エネルギー設備（太陽光、小水力）の導入等により、目標を上回る温室効果ガス排出量を削減できたことから、以下のとおり超過削減量を売却します。

1 売却数量46,000 t-CO₂（最低購入数量：100t-CO₂以上）**2 売却方法**公募により購入単価の高い事業所から順に売却（最低単価：100 円/t-CO₂（税抜き））**3 今回売却する超過削減量について**

売却する超過削減量は第 2 計画期間のものであり、第 3 計画期間の削減不足量に充当可能なものとなります。第 4 計画期間への繰越はできませんのでご注意ください。

4 申込方法等

購入希望者は企業局総務課ホームページから購入申込書をダウンロードし、購入単価や購入量等の必要事項を記入のうえ、郵送または持参により提出してください。

（企業局総務課 HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1301/90a00-kankyo/haisyutsuryo.html>）

(1) 郵送の場合

ア 送付先 〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 2 階

埼玉県企業局 総務課 企画・人材開発担当 中村

イ 受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月曜日）～令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）必着

(2) 持参の場合

ア 送付先 〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 2 階

埼玉県企業局 総務課 企画・人材開発担当 中村

イ 受付期間 令和 7 年 7 月 7 日(月曜日)午前 11 時～令和 7 年 7 月 18 日(金曜日)
午後 4 時

※受付開始時間は 7 月 7 日(月曜日)を除き午前 9 時からとし、終了時刻は
午後 4 時とします。なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。